

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	令和5年度
計画主体	白川町

白川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白川町役場農林課
所在地 岐阜県加茂郡白川町河岐715番地
電話番号 0574-72-1311
FAX番号 0574-72-1317
メールアドレス nourin@town.shirakawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カワウ、サギ類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	白川町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲、イモ類（サトイモ、バレイショ、サツマイモ等）、マメ類（ダイズ、ラッカセイ）、野菜（スイカ、ニンジン、カボチャ等）、施設（畹、金網等）	207.7万円	1.03 ha
ニホンジカ	水稲、マメ類（ダイズ）、果樹（キウイフルーツ）、野菜（ホウレンソウ、ブロッコリー、ハクサイ、ネギ、ニンジン、ナス、タマネギ、ダイコン、キュウリ、カブ等）、いも類（サツマイモ）、園芸作物（ナンテン）飼料作物（牧草）	126.9万円	0.68 ha
ニホンザル	水稲、いも類（バレイショ、サツマイモ等）、マメ類（ダイズ、ラッカセイ）、果樹（柿等）、野菜（メロン、スイカ、キュウリ、カボチャ、ハクサイ、ネギ、ニンジン、ナス、	66.4万円	0.15 ha

	トウモロコシ、タマネギ、ダイコン等)		
ハクビシン	野菜（スイートコーン、トマト、キュウリ等）	19.9万円	0.07 ha
カラス	果樹（柿）、野菜（キュウリ、トマト等）	0.22万円	0.02ha
カワウ、サギ類	アユ、コイ、アマゴ	277万円	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

白川町は中山間地域で、有害鳥獣による農作物への被害が町全域に及んでいる。イノシシ、ニホンジカの被害については営農組合単位でワイヤーメッシュ柵を実施したところについては減少傾向にあるが、実施されていないところでのイノシシ、ニホンジカの被害については甚大である。また、ワイヤーメッシュ柵で防ぎきれないハクビシンなどの小動物による農作物被害については横ばいであり、ニホンザルの被害については増加傾向にある。令和3年12月に白川町鳥獣被害総合対策協議会でニホンザル用の囲い罠を購入し、計3地区で試験的に運用しているが、捕獲による取り組みだけでは農作物被害対策としては限界があり、地域が一体となって被害対策に取り組むことの重要性が増している。カラスの被害については、果樹や野菜が収穫時期を迎える時期に被害が多く、通年発生している。カワウ・サギ類の被害については、白川町を流れる飛騨川、白川、黒川、佐見川、赤川を中心にアユ釣りのために放流したアユの捕食、養殖池での養殖魚の捕食による被害が報告されている。カワウについては飛騨川漁業組合と協力して被害対策に取り組んでいく。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	1.03 ha	207.7万円	0.72 ha	145.4万円
ニホンジカ	0.68 ha	126.9万円	0.48 ha	88.8万円
ニホンザル	0.15 ha	66.4万円	0.11 ha	46.5万円
ハクビシン	0.07 ha	19.9万円	0.05 ha	13.9万円
カラス	0.02 ha	0.22万円	0.01 ha	0.2万円

カワウ・サギ類	ha	277 万円	ha	200 万円
---------	----	--------	----	--------

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲制度による駆除を、白川町鳥獣被害対策実施隊に依頼するとともに、白川町猟友会とも連携し捕獲を強化してきた。また、新たな捕獲機材の導入等も随時行い捕獲の強化を行ってきた。	<p>猟友会員の減少と高齢化に伴い成果が上がりにくくなってきていること、捕獲後の処分方法が課題となっている。</p> <p>また、農家が被害作物に対する有害鳥獣を特定することも難しく、被害の低減に直結していない状況である。</p> <p>さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施についても課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	白川町単独事業、県補助事業、国庫補助事業を活用し、電気柵、侵入防止柵を設置することにより、水稻等への被害防止対策を行ってきた。	<p>電気柵設置、侵入防止柵設置後も全体的に鳥獣が減少する訳ではない為、未設置の圃場へ有害鳥獣が移動し未設置の地域で被害を引き起こしている。このため、集落全体での共同設置など集落が一体となった防護柵の設置、設置後における有害獣の動きの把握が課題となっている。</p> <p>また、農地境界は山際に接した区域が多く、緩衝帯の整備、住民に対する啓発活動が課題となっている。</p>
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣捕獲制度による駆除を、白川町鳥獣被害対策実施隊に依頼するとともに、白川町猟友会とも連携し捕獲を強化してきた。また、新たな	<p>猟友会員の減少と高齢化に伴い成果が上がりにくくなってきていること、捕獲後の処分方法が課題となっている。</p> <p>また、農家が被害作物に対する</p>

	<p>捕獲機材の導入等も随時行い捕獲の強化を行ってきた。</p>	<p>有害鳥獣を特定することも難しく、被害の低減に直結していない状況である。</p> <p>さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施についても課題となっている。</p>
--	----------------------------------	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

行政や農業者団体、白川町鳥獣被害対策実施隊、猟友会等と農業者間の連絡を密にし、研修会の開催、緩衝帯の設置、防除施設を共同で設置するなどして、鳥獣害対策に対する共通意識を持つことにより、知識を共有し効果的な防除システムを構築する。大幅な被害減少の為に防護柵の設置、緩衝帯の整備、有害鳥獣の捕獲を同時に行っていく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者等からの有害鳥獣捕獲申請を受け、白川町鳥獣被害対策実施隊に捕獲を依頼するとともに、白川町猟友会とも連携し捕獲を強化する。また、狩猟者の育成により、会員の減少、高齢化に対応することとしている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資

料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス、カワ ウ、サギ類	白川町鳥獣被害対策実施隊を中心に、白川町 猟友会とも連携して、新たな捕獲機材（箱わな、 囲いわな）の導入を地域に対して進めると共に、 鳥獣の生息調査を行い、実施隊、猟友会との情報 を共有し、効果的な捕獲に努める。また、狩猟免 許取得のための事前講習会の開催等について岐 阜県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成 を進めていく。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス、カワ ウ、サギ類	白川町鳥獣被害対策実施隊を中心に、白川町 猟友会とも連携して、新たな捕獲機材（箱わな、 囲いわな）の導入を地域に対して進めると共に、 鳥獣の生息調査を行い、実施隊、猟友会との情報 を共有し、効果的な捕獲に努める。また、狩猟免 許取得のための事前講習会の開催等について岐 阜県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成 を進めていく。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス、カワ ウ、サギ類	白川町鳥獣被害対策実施隊を中心に、白川町 猟友会とも連携して、新たな捕獲機材（箱わな、 囲いわな）の導入を地域に対して進めると共に、 鳥獣の生息調査を行い、実施隊、猟友会との情報 を共有し、効果的な捕獲に努める。また、狩猟免 許取得のための事前講習会の開催等について岐 阜県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成 を進めていく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、イノシシ、ニホンジカについて被害額が減少に転じているものの農 作物被害では大きな割合を占めている。また、ニホンザルの被害は増加して いるため、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの積極的な捕獲を行う必要が

ある。

近年の有害鳥獣の捕獲実績としては、イノシシ、ニホンジカの捕獲頭数は減少傾向にある。ニホンザルは近年被害の発生が著しく増えており、被害状況に比べて捕獲頭数が少なく、専用の罠などを用い積極的に対策を行う必要がある。

○捕獲実績	R1	R2	R3
イノシシ	42	57	10
ニホンジカ	43	53	46
ニホンザル	32	17	4
ハクビシン	1	9	1
カラス	108	23	33
カワウ、サギ類	13	5	2

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	100頭	100頭	100頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ、サギ類	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

山間部、農用地でのイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カワウ、サギ類の駆除を、白川町鳥獣被害対策実施隊を中心に白川町猟友会の協力のもと積極的に進めていく。さらに、分布の把握、効果的な捕獲体制の確立を図っていく。「捕獲手段」は銃器及びわな。「捕獲の実施予定時期」は4月1日から10月31日、翌年の3月16日から3月31日及び岐阜県により有害鳥獣捕獲の認められた期間。「捕獲予定場所」については白川町全域で行うものとする。

白川町鳥獣被害対策実施隊を中心に、白川町猟友会の協力のもと猟銃及び柵を使った有害鳥獣駆除を引き続き実施し、加えて地域で資格者を増やし柵についても増やしていく。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型の獣類に対する緊急捕獲を想定し、捕獲及び止刺しに使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	有害獣の分布、被害実態の把握を行う。必要に応じてハード事業の実施も検討する他、電気柵等の共同設置を実施する。さらに効果的な防除方法を紹介し、農業者の意識を向上させる。(電気柵・金網柵設置 6,000m)	引き続き必要な箇所においては、ハード事業の実施も検討する他、電気柵等の共同設置を実施する。さらにその後の有害獣の動きに注視し、今後の対策につなげていく。(電気柵・金網柵設置 6,000m)	引き続き必要な箇所においては、ハード事業の実施も検討する他、電気柵等の共同設置を実施する。さらにその後の有害獣の動きに注視し、今後の対策につなげていく。(電気柵・金網柵設置 6,000m)

ニホンジカ	有害獣の分布、被害実態の把握を行う。必要に応じてハード事業の実施も検討する他、電気柵、金網柵等の共同設置を実施する。さらに効果的な防除方法を紹介し、農業者の意識を向上させる。 (電気柵・金網柵設置 6,000m)	引き続き必要な箇所においては、ハード事業の実施も検討する他、電気柵等の共同設置を実施する。さらにその後の有害獣の動きに注視し、今後の対策につなげていく。(電気柵・金網柵設置 6,000m)	引き続き必要な箇所においては、ハード事業の実施も検討する他、電気柵等の共同設置を実施する。さらにその後の有害獣の動きに注視し、今後の対策につなげていく。(電気柵・金網柵設置 6,000m)
ニホンザル	有害獣の分布等の実態を把握し、被害の顕著な地域においては、ハード事業の実施も検討する。さらにサル用の侵入防止柵を購入する際の補助金の上限を引き上げ、住民の柵設置意欲を向上させる。 (設置予定 500m)	引き続き必要な箇所においては、ハード事業の実施も検討する他、防除柵等の実証実験を実施する。さらにその後の有害獣の動きに注視し、今後の対策につなげていく。 (設置予定 500m)	引き続き必要な箇所においては、ハード事業の実施も検討する他、防除柵等の実証実験を実施する。さらにその後の有害獣の動きに注視し、今後の対策につなげていく。 (設置予定 500m)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の設置の事業主体となった各組合による柵回りの草刈り等による管理をする。毎年県事務所の職員との設置箇所の立会検査の実施。	侵入防止柵の設置の事業主体となった各組合による柵回りの草刈り等による管理をする。毎年県事務所の職員との設置箇所の立会検査の実施。	侵入防止柵の設置の事業主体となった各組合による柵回りの草刈り等による管理をする。毎年県事務所の職員との設置箇所の立会検査の実施。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カワウ、サギ類	地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カワウ、サギ類	地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、カワウ、サギ類	地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

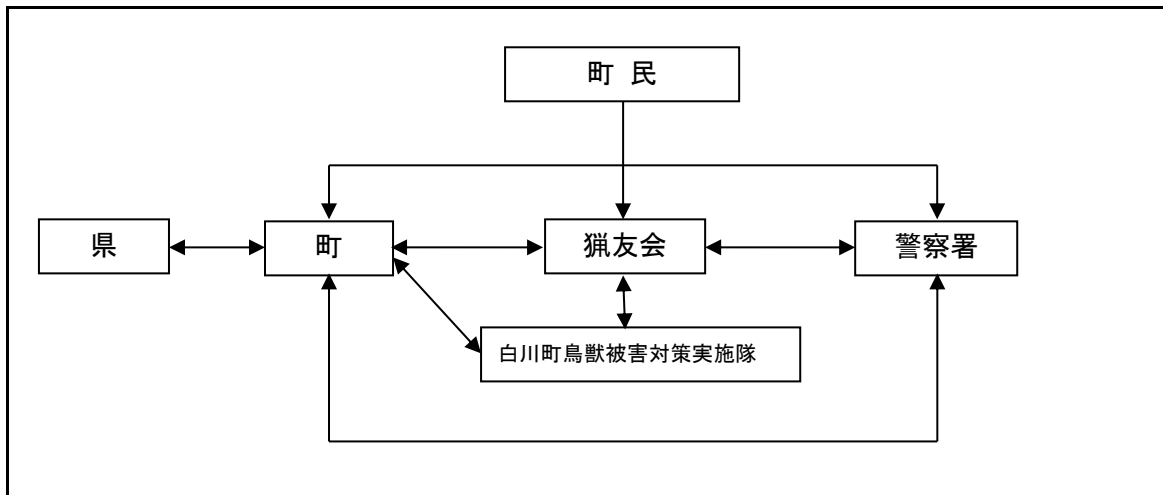
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白川町鳥獣被害対策実施隊	緊急時、平常時を問わず捕獲を中心として被害対策にあたる。
白川町猟友会	白川町鳥獣被害対策実施隊と協力して被害対策にあたる。
白川町	平常時は住民の通報等にもとづいて、白川町鳥獣被害対策実施隊の出動を命じるとともに、白川町猟友会へも協力依頼する。緊急時には捕獲活動への協力、住民への周知、県、警察への通報、協力要請を行う。
可茂県事務所	平常時には、事故防止の普及啓発、違反の

	取り締まり等を行う。緊急時には専門家の派遣や近隣市町村との連絡・調整にあたる。
岐阜県加茂警察署	平常時には、猟銃所持、捕獲手続きの適正化等の指導を行う。緊急時には、捕獲活動に協力、住民の安全確保に努める。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣を捕獲した現場での埋設を行っている。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	豚コレラ (CSF) の終息を待ち、有効利用について検討していきたい。
----	-------------------------------------

ペットフード	豚コレラ（CSF）の終息を待ち、有効利用について検討していきたい。
皮革	豚コレラ（CSF）の終息を待ち、有効利用について検討していきたい。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	豚コレラ（CSF）の終息を待ち、有効利用について検討していきたい。

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２） 処理加工施設の取組

豚コレラ（CSF）の終息を待ち、有効利用について検討していきたい。

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３） 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（１） 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
白川町	鳥獣害防止総合対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
白川町猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
白川町自治協議会長会	各地区の被害状況等の把握を行う。
白川町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供と、各地区の意見の集約を行う。
白川町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と緩衝地帯整備に対する助言を行う。
（農）中川営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
（農）東黒川営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証

	実験の実施。
(農) 鱒淵営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
(農) 箱岩の里	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
(農) ファーム佐見	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
(農) 北黒川営農	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
水戸野営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
宇津尾水田営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
野原営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
広島営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
鹿折営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
丑丸営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
日向営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
上赤河営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
三川営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
成山営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
下赤河営農組合	状況の把握とデータ収集。防除柵等の実証実験の実施。
めぐみの農業協同組合 白川営農経済センター	被害状況の把握と営農指導、情報提供を行う。
可茂農林事務所農業普及課 鳥獣捕獲有識者	有害鳥獣の被害防止に対する助言を行う。 有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
白川アグリレディース	各地区の被害状況等の把握を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂農林事務所農業振興課	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布等の把握に対する助言を行う。
可茂農林事務所林業課	森林被害状況の情報提供を行う。
岐阜県農業共済（中濃支所）	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
可茂県事務所（環境課）	有害鳥獣の捕獲に関する助言を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年10月1日に白川町鳥獣被害対策実施隊を設置。

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。